

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会
給 与 規 程

第 1 章 職員の給与

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人うるま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第 22 条に基づき、職員の給与に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で職員とは、本会就業規則第 2 章に規定する手続きを経て、本会に採用された者をいう。

(給与の種類)

第 3 条 この規程で給与とは、給料及び手当とする。

2 この規程で給料は、正規の勤務時間による労働の対価であつて、次項に掲げる手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、「うるま市職員の給与に関する条例」に準じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外労働手当、休日労働手当、期末手当、管理職手当、勤勉手当、特別手当とする。

4 この規程に基づく給与は、他の規程に規定する場合を除くほか、口座振替の方法で支払うものとする。ただし、職員から申出があつた場合は、現金での方法により直接支払うことができる。

5 職務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給料表)

第 4 条 職員の給料は、別表第 1 給料表（以下「給料表」という。）により支給する。

2 本会会長（以下「会長」という。）は、職員の職務の等級を前項に規定する給料表に格付けし、毎月給料を支払わなければならない。

(級別標準職務表)

第 5 条 職員の職務について、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第 2 に定める級別標準職務表のとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第 6 条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準は、「うるま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等」を準用して、会長がこれを定める。

(給与の支給等)

第 7 条 給与の計算期間は、月の初日から末日までとし、給与の支払日は翌月 15 日とする。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

2 特別の事情により、前項の規定により難いと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、会長はその支給日を変更することができる。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇級、降級等により給

料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が退職したときは、その日までの給与を支給する。

5 職員が死亡したときは、その月までの給与を支給する。

6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合の給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日数を差引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

7 職員が給与計算期間の中途において、次の各号のいずれかに該当する場合には、その給与計算期間の給与は、前項同様に日割又は時間割計算により支給する。

(1) 休職を命じられ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 出勤停止を命じられ、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

(3) 本会育児・介護休業等に関する規則に規定する育児休業および介護休業の期間の終了により職務に復帰した場合

8 日割計算とは、給料額を月平均所定労働日数で除する計算をいう。

9 時間割計算とは、給料額を月平均労働時間数で除する計算をいう。

(給与の減額)

第7条の2 職員が欠勤（遅刻、早退及び私用外出を含む。）したときは、その欠勤につき日割計算又は時間割計算により算出した額を給料から控除する。

2 前項の場合において、1円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てる。

第8条 削除

(休職者の給与)

第9条 休職期間中の給与は支給しない。

(給与の保障)

第10条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

第2章 手 当

(時間外労働手当・休日労働手当)

第11条 正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、給料の月額及び労働基準法施行規則第21条に規定する手当以外の手当の合計額を月の平均所定労働時間数で除した額に、100分の125（午後10時～午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合）の割合を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。ただし、業務により出張中の職員に対しては、時間外労働手当を支給しない。

2 休日において勤務を命ぜられた職員には、休日において勤務した全時間に対して、給料の月額及び労働基準法施行規則第21条に規定する手当以外の手当の合計額を月の平均所定労働時間数で除した額に、勤務1時間あたりの給与の100分の135の割合（午後10時～午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 前2項における月の平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

※うるう年の場合は 366 日とする。

- 4 第 1 項及び第 2 項に規定する算式により計算した額に、1 円未満の端数が生じるときは、その端数が 50 銭以上のときは 1 円とし、50 銭未満のときは切り捨てる。
- 5 時間外労働及び休日労働の時間集計において、当該月の合計に 1 時間未満の端数がある場合には、30 分未満を切り捨て、30 分以上を切り上げる。

(管理職手当)

第 12 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、会長がこれを定める。

- 2 本会の管理職は、事務局長、事務局次長、課長、主幹とする。

(手当の支給方法)

第 13 条 第 3 条第 3 項に規定する時間外労働手当及び休日労働手当以外の支給方法については、「うるま市職員の給与に関する条例」を準用して支給する。

- 2 前項の諸手当を受給するためには、職員は採用と同時に扶養親族届兼認定簿(様式 1 号)、届出書(様式 2 号)を所属長に提出しなければならない。

第 3 章 退職手当

(退職手当)

第 14 条 本会職員が退職又は死亡したときは退職手当を支給する。ただし、次に掲げるものには支給しない又は一部支給しない。

- (1) 懲戒処分により解雇された者
- (2) 勤務年数 1 年に満たない者

(退職手当の支給)

第 15 条 退職手当は、本会が加入している「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款」及び「沖縄県社会福祉事業共済会寄付行為」の定めるところによる。

- 2 本人が死亡した場合の退職手当は、これを遺族に支給する。

第 4 章 雑 則

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は「うるま市職員の給与に関する条例」及び「同施行規則」等の関係規定を準用して、会長がこれを定める。

第 5 章 規程の改廃

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃については、理事会の議決を得なければならない。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 11 月 14 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 合併前の具志川市社会福祉協議会給与規程、石川市社会福祉協議会給与規程、勝連町社会福祉協議会給与規程及び与那城町社会福祉協議会給与規程によりなされた手続、措置その他の行為は、うるま市社会福祉協議会が引き継ぐものとする。
- 3 平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに係る給与等については、この規程の相当規定に基づいて支給されたものとする。
- 4 平成 21 年 7 月 27 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 14 日から施行し、平成 30 年 6 月 13 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000

36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500

75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			

114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				

別表第 2（第 5 条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事
2 級	主事
3 級	1 主任主事 2 係長又は係長級に属する職の職務
4 級	係長又は係長級に属する職の職務
5 級	課長又は課長級に属する職の職務
6 級	事務局長

様式1号(第13条関係)

扶 養 親 族 届 兼 認 定 簿

所 属 長 様	年 月 日 提出			年 月 日 受付		
所属部署	職 名		氏 名	署名（記名押印可）		

給与規程第13条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

1 届出の理由及び扶養親族（該当するものに✓印を付すること。）

※配偶者は、届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

☐ 1 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある					
☐ 2 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）					
☐ 3 その他（ ）					
（フリガナ） 扶養親族氏名	続 柄	生年月日	同 居・ 別 居	届出事実の発生日以後1年 間の収入見込み額 （年額130万円以上は支給要件に該 当しない）	届出の事由 ----- 届出事実の 発生日年月日
-----		（満 歳） ・ ・		給 与（ 円） 年 金（ 円） その他（ 円）	
-----		（満 歳） ・ ・		給 与（ 円） 年 金（ 円） その他（ 円）	
-----		（満 歳） ・ ・		給 与（ 円） 年 金（ 円） その他（ 円）	

(注) 1 「届出事実の発生日以後1年間の収入見込み額」欄は、給与・年金・その他(事業、不動産、非課税収入等)の収入について、その年額(見込額)を記載する。なお、扶養心臓が108,333円(年間130万円÷12箇月)以上のしゅうにゅうがあるときは、扶養手当を支給できない場合がおおいため、速やかに給与担当者に申し出ること。

2 「届出事由」欄には、婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上、就職、離職等を記入する。

2 証明書类等 ※提出する書類に✓すること

☐ 住民票	☐ 所得証明書	☐ 雇用証明書・雇用契約書	☐ 扶養手当不支給証明書	☐ 扶養事実申立書
☐ 雇用保険受給資格者証	☐ 公的年金受給額の証明書類	☐ 送金額の証明書類(通帳の写し等)		
☐ 職税等の申告書の写し	☐ その他()			

3 認定欄(以下任命権者記載)

支給状況	支 給 額 等							
	配偶者	配偶者以外の扶養親族①			①のうち特 定分の加算	合 計	開 始 ・ 改 定 ・ 終了の 月	
		1 人 目	2 人 目	3 人目以降				
届出前				人	人		年 月分から	
届出後				人	人			
上記のとおり確認し、決定する。 年 月 日					会 長	局 長	課 長	係
備 考								

様式 2 号（第 13 条関係）

届 出 書					
所 属 長 様		年 月 日 提出			
職員番号		所属課名		職 名	
氏 名		住 所			

通勤の届出 ☐ 給与規程第 13 条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。					
☐ 新規(異動を含む) ☐ 住居の変更 ☐ 通勤経路の変更 ☐ 通勤方法の変更 ☐ 運賃等負担額の変更					
上記事実の発生日 令和 年 月 日					
勤務箇所		所在地			
		順路 1		順路 2	順路 3
通勤方法		☐ 徒歩 ☐ 自動車 ☐ バス ()		☐ 徒歩 ☐ 自動車 ☐ バス ()	☐ 徒歩 ☐ 自動車 ☐ バス ()
区 間		居住地～		順路 1～	順路 2～
概算距離・時間		km(:)		km(:)	km(:)
乗車 券等	種類	定期券・回数券		定期券・回数券	定期券・回数券
	金額	円		円	円
添付書類		☐ 住民票抄本 ☐ 経路図 ☐ 乗車券等の領収書の写し			
備 考					
【確認及び決定欄】(総務課記入)					
通勤手当算定距離		バス等利用による手当額		円	支給・変更・廃止の始期
k m		自動車使用による手当額		円	令和 年 月分より
		その他()		円	
		決定月額		円	(変更前月額:)

住居の届出 ☐ 給与規程第 13 条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。					
☐ 新規 ☐ 住居の変更 ☐ 契約関係の変更(更新含む) ☐ 家賃額の変更 ☐ その他 ()					
上記事実の発生日 年 月 日					
所 在 地					
借 主		続柄 ()		住 所	
家 賃 等		月額 円 ()			
契約期間		年 月 日～ 年 月 日			
入 居 日		年 月 日			
添付書類		☐ 契約書の写し ☐ 領収書の写し ☐ 住民票謄本 (コピー可) ☐ 家賃証明書 (家賃改定・更新時)			
備 考					
【確認及び決定欄】(総務課記入)					
手当月額の算定		決定月額		支給・変更・廃止の始期	
		円		年 月分より	
その他特記事項:					

上記のとおり確認し決定する。 令和 年 月 日	決 裁	会 長	事務局長	総務課長	所属課長	係

※裏面の「記入上の注意」参照

《記入上の注意》

○通勤の届出

- 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し例外的な方法等は記入しないこと。
- 2 届出に係る事由の欄には、通勤の届出の主な理由の一についてレ印を付するものとする。
- 3 通勤方法欄には通勤の順路に従い徒歩、自動車、パス等の一つにレ印を付すこと。
- 4 通勤の方法としてパスを常用している場合は原則として「乗車券の種類」
- 5 「概算距離」は職員の住居から勤務箇所までに至る経路のうち、一般に利用しうる最短の距離の長さによるものとする。
- 6 経路図の様式については適宜とし、実際の通勤経路を朱書きすること。

○住居の届出

- 1 届出に係る事由の欄には、住居の届出の主な理由の一についてレ印を付するものとする。
- 2 借家、借問、まかない付下宿等について必要事項を記入すること。
- 3 借主が職員でない場合、当該借主が職員の扶養親族であるか否かを備考欄に記入すること。
- 4 家賃等の欄には権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費、店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料または借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。
ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入してさしつかえない。なおこの場合、括弧内にその旨付記すること。

○氏名欄は、自署又は記名押印すること。